

未来

人権教育啓発シリーズ No.6



12 月 10 日は世界人権デーです。人権侵害が 1 日も早くこの地球上からなくなり、世界中の人々が笑顔で幸せに過ごせる日が来ることを願いたい。こんな当たり前のような、でも私たち人間にとって、とても大切な問題について考えてみましょう。

「みんなで築こう 人権の世紀」

～ 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ～



国際連合は、1948 年（昭和 23 年）12 月 10 日の第 3 回総会において世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と国とが達成すべき共通の基準として、世界人権宣言を採択しました。そして、1950 年（昭和 25 年）12 月 4 日の第 5 回総会において、世界人権宣言が採択された日である **12 月 10 日** を「**人権デー**」と決めました。

我が国においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、世界人権宣言が採択されたことを記念して、1949 年（昭和 24 年）から、毎年 12 月 10 日を最終日とする 1 週間（**12 月 4 日から 12 月 10 日まで**）を「**人権週間**」と決めました。その期間中は、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地において集中的な啓発活動を行っています。

本年度の「**第 68 回人権週間**」では、啓発活動重点目標として「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 思いやりの心～」を掲げ、右記の 17 項目を重点事項として、啓発活動を展開することとしています。

「人権の世紀」といわれる 21 世紀に入って既に 15 年以上が経過しました。しかし、いまだに物質的な豊かさの追求に重きを置き、心の豊かさが大切にされない風潮、あるいは、他人への思いやりの心が希薄で、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられ、このような状況が、様々な人権侵害を発生させる大きな要因の一つとなっています。特に、最近では、いじめや体罰、児童虐待などといった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして取り上げられ、差別意識を生じさせかねない言動として、社会的な関心を集めています。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、民族・国籍の違いや障害の有無等、各人が持つ様々な違いを越えて、誰もが安心して生活することのできるユニバーサル社会を築き、同大会後もこれをレガシー（後世に遺すべき有形・無形の財産）として次世代に承継していかなければなりません。そこで、この「**人権週間**」を機に、21 世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、多くの人権問題が解決されていくよう、来るべき 2020 年に向けて、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていけるよう、改めて考えていきたいものです。

（法務局ホームページ参照）

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- (6) アイヌの人々に対する理解を深めよう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV 感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- (15) 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう